

一般廃棄物収集運搬及び処理業務委託仕様書

岩手県立胆沢病院の一般廃棄物収集運搬及び処理業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 業務の範囲

- (1) 岩手県立胆沢病院から排出される一般廃棄物は、胆江地区衛生センターに運搬するものとし、その処理費用は本契約金額(単価)に含むものとし、受託者が胆江地区衛生センターに支払うものとする。
- (2) 段ボールは資源ゴミ回収とし、無償で運搬するものとする。
- (3) 排出見込量は別表のとおり。

2 収集・運搬日

- (1) 廃棄物の収集日は、日曜日を除く毎日とする。
- (2) ゴールデンウィーク、盆及び年末年始については別途協議するものとする。

3 搬送

廃棄物をゴミ置き場等から搬出する際は、専用の車両を使用し、廃棄物が落下又は散乱することのないよう事故防止に努めるものとする。

4 報告

毎日の業務が完了した場合は、区分毎の処理数量を記入し、「一般廃棄物収集報告書」を提出するものとする。

5 その他

- (1) 業務を行うに当たっては、他の車両の通行の妨げとならないよう配慮すること。
- (2) 病院廃棄物保管場所（ゴミ置き場）周辺の清潔保持に努めること。
- (3) 業務上知り得た病院及び所属職員、患者等の秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 業務に従事する職員の感染事故を防止するため手袋を着用するなど対策を講じること。
- (5) 処理の過程において、作業従事者以外の者が接触しないよう手だてを講じること。
- (6) 紛失等事故が発生した場合は、速やかに病院に対し状況を報告するとともに、関係機関に通報するなど適切な措置を行うこと。